

新型コロナウイルスに対する本学の方針について（第4版）

※第3版（令和2年2月17日）からの主な変更点

- ・ 韓国の大邱広域市及び慶尚北道清道郡が感染症危険情報レベル2になったため、1.～3.に追記しました。
- ・ 5.の感染の可能性がある場合の定義を更新しました。

現在、中国を中心に新型コロナウイルスの感染者が急激に増えています。政府は令和2年1月28日、感染症法で定める「指定感染症」に指定する政令を閣議決定（令和2年2月1日施行）しました。また、外務省は中国湖北省全域を感染症危険レベル3（渡航禁止）としていましたが、令和2年1月31日付で中国のその他の地域について感染症危険レベルを1（注意してください）からレベル2（不要不急の渡航を止めてください）に引き上げ、さらに令和2年2月14日には、浙江省温州市も感染症危険レベル3（渡航禁止）に引き上げられました。

また、韓国からは渡航自粛の対象国に指定され、サモア、ミクロネシアからは入国制限の対象国に指定されました。2月13日には中国への渡航歴のない日本人が新型コロナウイルスに感染し死亡した事例が発生しました。その後も世界各地で感染が拡大しており、2月25日には、韓国の大邱（テグ）広域市及び慶尚（キョンサン）北道清道（チョンド）郡が感染症危険レベル2となりました。

ついては、本日現在における本学としての海外渡航等に関する方針を以下のとおり定めましたので、通知します。

なお、感染症情報は刻々と変化しますので、最新情報を得るように努めてください。

1. 学生・教職員の今後の海外渡航について

(1-1) 中国湖北省への渡航について

中国の湖北省は外務省の感染症危険情報レベル3「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」のため、渡航不可とします。

(1-2) 中国浙江省への渡航について

令和2年2月12日から、政府は直近14日以内に中国浙江省への滞在歴がある外国人等への入国を制限しており、浙江省へ渡航すると日本への入国が困難になります。また、令和2年2月14日、浙江省温州市が感染症危険情報レベル3「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」となったため、浙江省へも渡航不可とします。

(2) 湖北省及び浙江省を除く中国全土（香港、マカオ含む）並びに韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡について

湖北省及び浙江省を除く中国全土並びに韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡に対する感染症危険情報は「レベル2：不要不急の渡航の自粛を求める」であり、今後日本への帰国、再入国が困難になる可能性もあることから、原則として渡航不可とします。やむを得ない事情がある場合は、

必ず渡航前に下記2の対応を行う旨の誓約書を各部署まで提出してください。

(3) 上記以外の国や地域への渡航について

上記(1-1)(1-2)(2)で挙げた以外の国や地域でも感染拡大や渡航制限が発生しており、渡航先からの帰国が困難になる可能性もあります。また、長時間の渡航に伴う機内・船中で感染する恐れも高まりますので、上記以外の国や地域への渡航についても、可能な限り自粛してください。

2. 学生・教職員が中国並びに韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡から帰国・入国する場合について

(1) 帰国・入国後、2週間は、発熱や咳等の症状がないか必ず経過観察（体調と体温の記録）をしてください。

(2) 2週間は入念に体調の観察を行うとともに、不要不急の外出は控え、自宅に滞在（自宅学習等）してください。

(3) 発熱・咳等の症状が出た場合には、医療機関には直接行かず、大阪府相談窓口又は管轄の保健所に相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

3. 中国並びに韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡からの研究者受入れ・招へい等について

中国並びに韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡からの研究者の受入れ・招へい等については、事態が終息するまでは中止又は延期を要請します。

4. 授業、期末試験等への対応について

他の感染症（インフルエンザ等）と同様の取り扱いとします。

5. 感染の可能性がある場合の対応について

次の症状がある方は、すみやかに帰国者・接触者相談センター（大阪府の場合は管轄の保健所）に相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

A 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

B 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

※センターで相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」が紹介されます。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

連絡先：帰国者・接触者相談センター

（大阪市保健所）TEL：06-6647-0641 FAX：06-6647-1029

（その他府内の保健所）以下ページの「保健所一覧」をご覧ください

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html>

保健管理センター TEL：06-6605-2108

6. その他

- ・中国への渡航歴のない日本人が新型コロナウイルスに感染し死亡した事例が発生しておりますので、国内においても人込みは避け、不要不急の外出は控えてください。
- ・風邪やインフルエンザが多い時期でもあることから、咳エチケットや手洗い等、通常の感染症対策を行うようこころがけてください。
- ・中国の方などに対する誹謗中傷や根拠のないデマが SNS 等で広がっていると報道されています。本学には中国や韓国からの留学生も多く、学生・教職員の皆さまには、感染者や外国人、医療関係者等への人権侵害につながることはないよう、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いいたします。また、学内で仮にそのような事象等が見受けられた場合には、所属する学部・研究科にご連絡いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ先

- ・学生の方… 所属する学部・研究科 <https://www.osaka-cu.ac.jp/ja/contact>
(留学生の方) 国際センター TEL : 06-6605-3454
- ・教職員の方 … 所属する学部・研究科・課等
- ・新型コロナウイルス感染症についての健康相談窓口
… 大阪府相談窓口 TEL : 06-6944-8197 【専用回線】
FAX : 06-6944-7579

●参考情報

- ・外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・首相官邸ホームページ
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
- ・厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・文部科学省ホームページ
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・在中国日本大使館ホームページ
https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- ・国立感染症研究所ホームページ
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>
- ・大阪府庁ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>